

第5節 福祉活動

本町は、被災した要援護高齢者、障害者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 要援護高齢者、障害者等の被災状況の把握等

1 要援護高齢者、障害者等の安否確認及び被災状況の把握

(1) 本町は、災害発生直後には、民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 本町及び大阪府は、所管する社会福祉施設の施設整備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

本町は、被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した要援護高齢者、障害者等への支援活動

1 在宅福祉サービスの継続的提供

本町は、被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具の交付や日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、大阪府と協力し、被災した児童やその家族の心的外傷後のストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 要援護高齢者、障害者等の施設への緊急入所（福祉避難所）等

本町は、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活できない要援護高齢者、障害者等については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的避難施設）への避難及び社会福祉施設等（特別養護老人ホーム：ピープルハウス忠岡）への一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努める。

3 広域支援体制の確立

本町は、要援護高齢者、障害者等に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、大阪府を通じて国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要援護者の他の地域の

社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域的な調整を行うとともに、支援体制の確立を図る。